

## 第6章 環境の保全についての配慮事項



## 第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

### 6-1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は埼玉県によって策定されている環境基本計画等の公的な計画のうち、表 6-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項を検討した事項については、表 6-2 に示すとおりである。

表 6-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	本事業との関連
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成 6 年 12 月）	○
	埼玉県環境基本計画（平成 19 年 3 月）	○
	埼玉県長期ビジョン（平成 9 年 2 月）	○
	埼玉県土地利用基本計画（平成 10 年 3 月）	○
	埼玉県国土利用計画（第三次）（平成 9 年 3 月）	○
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 （埼玉県地球温暖化対策実行計画）（平成 21 年 2 月）	○
	第 6 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 18 年 3 月）	○
	ゆとりとチャンスの埼玉プラン（平成 19 年 2 月）	○
	埼玉県広域緑地計画（平成 18 年 3 月）	○
	埼玉県景観計画（平成 19 年 8 月）	○
	埼玉県景観アクションプラン（平成 18 年 3 月）	○
	田園都市産業ゾーン基本方針（平成 18 年 10 月）	○
	まちづくり埼玉プラン（都市計画の基本指針）（平成 20 年 3 月）	○
坂戸市	第 5 次坂戸市総合振興計画（平成 19 年 3 月）	○
	坂戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 16 年 4 月）	○
	坂戸市都市計画マスターplan（平成 17 年 4 月、平成 20 年一部改定）	○
	坂戸市環境基本計画〔中間年次改訂版〕（平成 20 年 2 月）	○
	坂戸市緑の基本計画（平成 18 年 3 月）	○
	一般廃棄物処理基本計画（平成 18 年 3 月）	○

表 6-2(1) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例 (平成 6 年 12 月)	事業者の責務として、事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる。	<p>①工事中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。</li> </ul> <p>②供用時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各立地企業に対しては各種法律や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</li> <li>周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する。</li> </ul>
埼玉県環境基本計画 (平成 19 年 3 月)	<p>計画地は「低地地域」の地形区分に属する。この地域では、以下の環境に配慮すべき基本的事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における適正な水循環の確保</li> <li>自然の浄化能力を超えた水環境への負荷が生じないこと。</li> <li>地域の大気環境に悪影響を与えないこと。</li> <li>屋敷林等の地域の貴重な緑地の保全。</li> <li>水辺や緑地において多様な野生生物が生息していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水の地下浸透、有効利用等により、地域の水循環の保全にできる限り配慮する。また地下水の取水は行わない</li> <li>大気汚染、騒音、悪臭等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。</li> <li>現況の屋敷林などはできる限り保全する。</li> <li>計画地外周辺水路、農耕地に影響のないような計画とする。</li> <li>野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>身近に自然とふれあえる場所の創出を図る。</li> <li>各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。</li> </ul>
埼玉県長期ビジョン (平成 9 年 2 月)	<p>計画地は、「西部複合都市圏」に属する。この地域では、以下の環境に配慮すべき基本的事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東松山市を中心とした地域は、関越道、圏央道の結節地域に近接するという地理的特性を生かしながら、研究、居住などの機能を集積させ、豊かな自然につつまれた丘陵文化都市圏を形成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業では、工業・物流を主体とした土地利用を実現するとともに、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する計画である。</li> </ul>
埼玉県土地利用基本計画 (平成 10 年 3 月)	計画地は「県南西部地域」にあたり、地域別土地利用の基本方向のなかで、地場産業の振興を図るとともに、先端技術産業、学術研究機関を誘導し、それらの施設をはじめ、物流施設、廃棄物処理・処分施設等の立地については、周辺の土地利用との調和に十分配慮することとされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業・物流を主体とした土地利用を実現するとともに、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する計画である。</li> </ul>
埼玉県国土利用計画 (平成 9 年 3 月)	<p>県内の国土利用に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【国土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心できる県土利用</li> <li>環境と共生する県土利用</li> <li>美しくゆとりある県土利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業・物流を主体とした土地利用を実現するとともに、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する計画である。</li> <li>地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>計画地内の公園整備に際しては、生物の生息・生育空間を確保するとともに、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。</li> </ul>

表 6-2(2) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050 (埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成21年2月)	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と7つの方向性が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】 2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比25%削減する。</p> <p>【温暖化対策の7つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素型で活力ある産業社会づくり</li> <li>・低炭素型ビジネススタイルへの転換</li> <li>・低炭素型ライフスタイルへの転換</li> <li>・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換</li> <li>・低炭素で潤いのある田園都市づくり</li> <li>・豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO<sub>2</sub>吸収源対策)</li> <li>・低炭素社会への環境教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の吸収源対策として、計画地内の外縁部や公園に緑地を整備する。</li> <li>・各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> </ul>
第6次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成18年3月)	<p>県内の産業廃棄物処理に関連して、以下の基本目標とその目標値が示されている。</p> <p>【基本目標】 環境政策・産業政策・都市政策の3つの政策の融合により、持続可能な循環型社会を実現する。</p> <p>【目標値(産業廃棄物)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量を平成15年度より7%削減する。</li> <li>・再生利用率を平成15年度の50.9%から56%に増加する。</li> <li>・最終処分量を平成15年度より27%削減する。</li> <li>・県外最終処分量を平成15年度より25%削減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>
ゆとりとチャンスの埼玉プラン (平成19年2月)	<p>平成19年度からの5か年計画の分野別施策のうち、「くらし・環境の分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】 環境を守り持続可能な社会をつくる</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な緑の保全・創造・活用</li> <li>・森林の整備・保全</li> <li>・資源循環の推進</li> <li>・地球温暖化対策の推進</li> <li>・水環境の保全・創造</li> <li>・大気環境の保全</li> <li>・地域環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の工場緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・各立地企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。</li> <li>・各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう、適切に配慮する。</li> </ul>
埼玉県広域緑地計画 (平成18年3月)	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」</li> </ul> <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。</li> </ul> <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の核」をいかす</li> <li>・「緑の拠点」をつくる</li> <li>・「緑の形成軸」でつなぐ</li> </ul> <p>【地形別の配慮事項(低地)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、集落等が一体となった田園景観が維持されるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の工場緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する。</li> <li>・本事業では、工業・物流を主体とした土地利用を実現するとともに、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する計画である。</li> </ul>

表 6-2(3) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県景観計画 (平成 19 年 8 月)	<p>計画地は「田園区域」及び「山地・丘陵」に属している。この計画地及び周辺地域に関する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。</li> </ul> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</li> <li>・歴史と伝統が語られる景観づくり</li> <li>・身近な生活環境を良くする景観づくり</li> <li>・県民が主体となった景観づくり</li> <li>・地域間の交流を進める景観づくり</li> </ul> <p>その他に、大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準が定められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存植生の保全・活用や新たな植栽に際しては、水田、畠、水路、平地林、斜面林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がりに十分留意する。</li> <li>・建築物の建築に際しては、景観形成基準（田園区域に設けられた大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準など）に配慮するよう、各立地企業に対して働きかける。</li> <li>・基調となる色彩の制限基準を遵守する。</li> </ul>
埼玉県景観アクションプラン (平成 18 年 3 月)	<p>県内の計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園と都市が織り成す美しい景観</li> </ul> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</li> <li>・歴史と伝統が語られる景観づくり</li> <li>・身近な生活環境を良くする景観づくり</li> <li>・県民が主体となった景観づくり</li> <li>・地域間の交流を進める景観づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存植生の保全・活用や新たな植栽に際しては、水田、畠、水路、平地林、斜面林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がりに十分留意する。</li> <li>・建築物の建築に際しては、景観形成基準（田園区域に設けられた大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準など）に配慮するよう、各立地企業に対して働きかける。</li> </ul>
田園都市産業ゾーン基本方針 (平成 18 年 10 月)	<p>圏央道のインターチェンジに隣接する本地区は「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用される。以下の環境に配慮すべき基本的事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県の原風景である屋敷林をイメージさせるような緑地空間を創出するよう配慮する（田園空間に配慮した緑地空間の創出）</li> <li>・エコカーの導入について配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の屋敷林などはできる限り保全する。</li> <li>・各立地企業に対して、最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう働きかける。</li> </ul>
まちづくり埼玉プラン (平成 20 年 3 月)	<p>計画地は、圏央道ゾーンに指定されており、以下の事項がしめされている。</p> <p>【ゾーン別の土地利用の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の個性ある発展</li> <li>・コンパクトなまちの実現</li> <li>・都市と自然・田園との共生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存植生の保全・活用や新たな植栽に際しては、水田、畠、水路、平地林、斜面林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がりに十分留意する。</li> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・身近に自然とふれあえる場所の創出を図る。</li> </ul>

表 6-2(4) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
坂戸都市計画（坂戸市・鶴ヶ島市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 16 年 4 月)	<p>計画地は、高麗川沿岸に位置するため、以下の事項が示されている。</p> <p>【自然的・歴史的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <p>①基本方針</p> <p>今後、河川敷を活用した水辺空間づくりを目指すとともに、緑地などの自然的環境の保全、緑化の推進や公園を適正に配置して良好な都市環境づくりを目指す。</p> <p>緑地の確保目標水準（区域全体）</p> <p>緑地確保目標量(平成 32 年) 659 ha</p> <p>都市計画区域に対する割合 11.0%</p> <p>都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準（区域全体）</p> <p>都市計画区域内人口一人当たりの目標水準</p> <p>平成 12 年 3.24 m<sup>2</sup>/人</p> <p>平成 32 年 10 m<sup>2</sup>/人</p> <p>②主要な緑地の配置の方針</p> <p>以下の項目についてまとめられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全系統</li> <li>・レクリエーション系統</li> <li>・防災系統</li> <li>・景観構成系統</li> <li>・総合的な緑地の配置</li> </ul> <p>③実現のための具体的な都市計画制度の方針</p> <p>【都市公園（緩衝緑地）】</p> <p>工業団地等と一般市街地を遮断するため配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に自然とふれあえる場所の創出を図る。</li> <li>・水辺空間と調和した緑のレクリエーション軸の形成を図る</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・緩衝緑地、防災対策を兼ねた緑地や公園などを適切に配置・整備し、周辺地域と調和した緑地を整備する。</li> </ul>
第 5 次坂戸市総合振興計画 (平成 19 年 3 月)	<p>坂戸市では、「環境と共生」、「ゆとりと潤いの創出」、「都市の安定成長」という基本理念の基に、以下の事項が示されている。</p> <p>【土地利用の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地</li> </ul> <p>新たな市街地や既存市街地の開発・整備については、地域の状況に見合った手法により進めるものとし、安全性・快適性に優れた良好な都市環境の形成に努めます。また生活道路については、高齢者や障害者等に配慮し、歩行者のための道路ネットワーク形成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺のレクリエーション軸</li> </ul> <p>本市の特徴である高麗川・越辺川をはじめとする河川の流域を、市民の憩いの場、レクリエーションの場として、自然環境の保全に配慮しながら活用します。</p> <p>【土地利用の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入西地区については、既存インフラを活用した工業団地の拡張を図るとともに、首都圏中央連絡自動車道や関越自動車道へのアクセスの優位性を高め、広域的な交通の利便性を確保することによって、工業・流通系の土地利用を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、工業・物流を主体とした土地利用を実現するとともに、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する計画である。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>

表 6-2(5) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
坂戸市都市計画マスター プラン<一部改定> (平成 20 年 9 月)	<p>計画地のある入西地区に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【将来像】</b> あふれる自然と豊かな環境に育まれたお互いに理解しあえるやさしいまち</p> <p><b>【まちづくりの方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・交通形態の整備方針</li> <li>・水と緑、景観まちづくり方針</li> <li>・安心・快適な生活環境づくりの方針</li> <li>・にっさい花みず木地区の周辺環境と調和した土地利用の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の工場緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する。</li> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・本事業では、工業・物流を主体とした土地利用を実現するとともに、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する計画である。</li> </ul>
坂戸市環境基本計画[中 間年次改訂版] (平成 20 年 2 月)	<p>坂戸市では、市民、行政、事業者の協働でリーディングプロジェクトを行うことが推奨されており、以下の事項が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境市民として学ぶ、活動するまちづくりプロジェクト（事業者の取り組み事項）</li> <li>2. 温室効果ガス排出量を抑制するまちづくりプロジェクト（事業者）</li> <li>3. “緑と花と清流”に囲まれるまちづくりプロジェクト（事業者）</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、工業・物流を主体とした土地利用を実現するとともに、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成する計画である。</li> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・誘致した企業へ対して、環境学習会の開催及び地域のイベント等に参加するよう働きかける。</li> <li>・温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の吸収源対策として、計画地内の外縁部や公園に緑地を整備する。</li> <li>・各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>
坂戸市緑の基本計画 (平成 18 年 3 月)	<p>計画地では、計画の基本理念に掲げた「緑と花と清流のまち・さかど」の実現を図るため、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【リーディングプラン】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ふるさとの森づくりプラン</li> <li>2. 花いっぱいまちづくりプラン</li> <li>3. 清流と水辺の再生プラン</li> <li>4. 土とのふれあいプラン</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・計画地内の工場緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する。</li> <li>・誘致した企業へ対して、環境学習会の開催及び地域のイベント等に参加するよう働きかける。</li> </ul>
一般廃棄物処理基本計画 (平成 18 年 3 月)	<p>計画地では、市民・事業者・行政が一体となつたごみの減量化、資源化、適正処理、・処分を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁防止を図ることを目的として、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【市民・事業者・行政間のパートナーシップの確立】</b></p> <p>事業者への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみの減量及び適正処理を図るために、多量排出事業者に減量計画書の提出を義務づけます。</li> <li>・ごみ搬入検査を実施し、ごみの搬出抑制、分別の徹底及び適正な排出を指導します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>

## 6-2 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象域

### 1. 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、本事業との関連は表 6-3 に示すとおりである。

計画地内には、特定獣具使用禁止区域（銃）、河川区域、河川保全区域、地下水採取規制地域、市街化調整区域、農用地区域、大規模基準適用区域及び特定課題対応区域が存在する。

表 6-3 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		計画地内の指定の有無	関係法令等
自然保護 関連	自然公園法	×	自然公園法
	国定公園	×	
	県立自然公園	×	埼玉県立自然公園条例
	自然環境保全地域	×	自然環境保護法
	自然環境保全地域	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産	×	世界遺産条例
	近郊緑地保全区域	×	首都圏近郊緑地保全法
	緑地保全地区	×	都市緑地保全法
	ふるさとの緑の景観地	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	ふるさとの並木道	×	
	ふるさとの森	×	
動植物 保護	生息地等保護区	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律
	特別保護区	×	
	鳥獣保護区	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	特定獣具使用禁止区域（銃）	○	
	指定獣法禁止区域	×	
	登記簿に挙げられている湿地の区域	×	ラムサール条約
	希少野生動植物保護区	×	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	急傾斜地の崩壊により災害の防止に関する法律
	地すべり防止地区	×	地すべり等防止法
	砂防指定地	×	砂防法
	保安林	×	森林法
	河川区域	○	河川法
	河川保全区域	○	
	土砂災害警戒区域	×	土砂災害防止法
		×	工業用水法
	地下水採取規制地域	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
		○	埼玉県生活環境保全条例
土地利用 関連	市街化調整区域	○	都市計画法
	農用地区域	○	農業振興地域の整備に関する法律
文化財保 護法	史跡・名称・天然記念物（国、県、市指定）	×	文化財保護法
		×	埼玉県文化財保護条例
		×	坂戸市文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	都市計画法
	大規模基準適用区域	○	埼玉県景観条例・埼玉県景観計画
	一般課題対応区域	×	
	特定課題対応区域	○	
	景観形成推進区域	×	

## 2. その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及びその周辺には、表 6-4 に示すように、法令による指定地以外で配慮されるべき地域の分布がみられる。

表 6-4 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	計画地での該当の有無
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、または悪化するおそれがある地域	△ 周辺に、項目によって環境基準を上回る地域がある
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好なまたは主として良好な住居の環境を保護すべき地域	△ 周辺に保全対象となる施設及び住居地域が分布する
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	✗ 閉鎖性水域は分布しない
	水道水源水域及び湧水地につながる地下水	✗ 計画地内には分布しない
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	○ 計画地内に水田、農業用水路が分布する
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること	✗ 計画地は水田等の平坦地形である。
	重要な地形、地質及び自然現象 災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	✗ 計画地内には分布しない
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生息環境	○ 埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域	✗ 計画地内には分布しない
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努める	○ 動植物の生息・生育空間がある
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を作っている景観	✗ 計画地内には分布しない
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史、文化のなかで育まれてきた自然景観	○ 計画地及び計画地周辺に屋敷林がある。
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	✗ 計画地内には分布しない
	水辺や身近な緑地等地域住民が日常的に自然とふれあう場	✗ 計画地内には分布しない
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	✗ 計画地内には分布しない

## 6－3 対象事業の立地回避が困難な理由

### 1. 計画地において対象事業を実施することが必要な理由

(仮称) 坂戸スマートインターチェンジの整備により、東京と新潟を結ぶ交通軸を形成する関越自動車道と幹線道路である県道新川越坂戸毛呂山線が結節する地域となることから、計画地は交通の要衝に位置することとなる。

このような交通上からも優れた潜在能力を備えている本地区は、坂戸市における新たな産業の核、田園環境と調和した工業・物流の産業拠点としての役割を担っており、地域住民の就業の場の確保、本市を含む周辺地域の活性化に結びつくものである。

スマートインターチェンジ及び圏央道の供用開始によって関越自動車道及び中央自動車道にアクセスできる交通上優れたポテンシャルを持つ地区として、県西部地区の工業・流通の核となることが期待されている。

また、計画地においては、開発ポテンシャルの高まりに伴い、蚕食的な乱開発が発生する懸念もされるところである。

このため、本市においては、市街化区域内での大規模な一団の用地を確保することが困難な状況であることから、新たな市街地として工業・流通団地を計画的に整備する必要がある。

### 2. 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地の周辺には学校、住宅地があり、工業用地と住宅地の混在を避け、適正な土地利用を図るという観点から、また、インターチェンジに隣接するといった立地条件から、本事業の実施区域の変更は困難である。

## 6－4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表6-3及び表6-4に示した地域に対する立地回避以外の回避または、低減措置は表6-5に示すとおりである。

表6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
地下水採取規制地域	地下水の採取は行わない。	特になし。	特になし。
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	学校その他の環境の保全に配慮が必要な施設の存する地域及び良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避または低減に努める。 水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避または低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避または低減に努める。 動植物の生息・生育空間の分断、孤立化の回避に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避または低減に努める。 水辺や身近な緑などの地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避または低減に努める。	特になし。

